

奈良県告示第三百五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

道路の種類	路線名	区間
主要地方道	奈良生駒線	奈良市二条大路南四丁目一〇〇番一七先から奈良市三条大路五丁目二五五番一〇先まで